

**改正後**

平成  年の所得税の 申告書 (損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す損失額 番号

青色申告者の損失の金額 ㉔	特定居住用財産の譲渡損失の金額 ㉕					
変動所得の損失額 ㉖						
被災事業用資産の損失額						
所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉗ 損害金額	㉘ 保険金などで補てんされる金額	㉙ 差引損失額 (㉗-㉘)
山林以外	営業等・農業					㉚
	不動産					㉛
	山林					㉜
翌年分以後に繰り越して差し引かれる被災事業用資産の損失額						
山林以外の所得の損失額 ㉝						
山林所得の損失額 ㉞						

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	㉑ 前年分までに引ききれなかった損失額	㉒ 本年分で差し引く損失額	㉓ 翌年分以降に繰り越す損失額	
A 年損 (3年前)	純	山林以外の所得の損失		/	
		山林所得の損失			
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用		山林以外
			資産の損失		山林
		特定居住用財産の譲渡損失			
雑	損失				
B 年損 (2年前)	純	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用	山林以外	
			資産の損失	山林	
		特定居住用財産の譲渡損失			
雑	損失				
C 年損 (前年)	純	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用	山林以外	
			資産の損失	山林	
		特定居住用財産の譲渡損失			
雑	損失				

繰越控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ㉟

5 翌年以後に繰り越される雑損失の金額

損害を受けた資産の種類など	損害の原因	損害年月日
㉑ 損害金額	㉒ 保険金などで補てんされる金額	㉓ 差引損失額 (㉑-㉒)
翌年分以後に繰り越される雑損失の金額 ㉜		

6 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額

資産 整理欄

第四表(一)の第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

**改正前**

平成  年の所得税の 申告書 (損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す損失額 番号

青色申告者の損失の金額 ㉔	特定居住用財産の譲渡損失の金額 ㉕					
変動所得の損失額 ㉖						
被災事業用資産の損失額						
所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉗ 損害金額	㉘ 保険金などで補てんされる金額	㉙ 差引損失額 (㉗-㉘)
山林以外	営業等・農業					㉚
	不動産					㉛
	山林					㉜
翌年分以後に繰り越して差し引かれる被災事業用資産の損失額						
山林以外の所得の損失額 ㉝						
山林所得の損失額 ㉞						

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	㉑ 前年分までに引ききれなかった損失額	㉒ 本年分で差し引く損失額	㉓ 翌年分以降に繰り越す損失額	
A 年損 (3年前)	純	山林以外の所得の損失		/	
		山林所得の損失			
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用		山林以外
			資産の損失		山林
		特定居住用財産の譲渡損失			
雑	損失				
B 年損 (2年前)	純	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用	山林以外	
			資産の損失	山林	
		特定居住用財産の譲渡損失			
雑	損失				
C 年損 (前年)	純	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用	山林以外	
			資産の損失	山林	
		特定居住用財産の譲渡損失			
雑	損失				

繰越控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ㉟

5 翌年以後に繰り越される雑損失の金額

損害を受けた資産の種類など	損害の原因	損害年月日
㉑ 損害金額	㉒ 保険金などで補てんされる金額	㉓ 差引損失額 (㉑-㉒)
翌年分以後に繰り越される雑損失の金額 ㉜		

6 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額

資産 整理欄

第四表(一)の第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。